

## 第 10 節 政策金融機関・郵政公社に対する検査（資料 19-10-1 参照）

平成 13 年 12 月の閣議口頭了解を受けて、昨年の通常国会で、9 つの政策金融機関（注）及び日本郵政公社に対する主務大臣の検査権限の一部を内閣総理大臣（金融庁長官）に委任できること等を内容とする法整備が図られ、本年 3 月には、主務大臣から金融庁長官に委任される検査権限等を定める政令が制定された。

これらの関係法令においては、政策金融機関及び郵政公社の主務大臣は、業務（注：郵政公社については郵便貯金業務及び簡易生命保険業務）に係る損失の危険の管理に係るものについての検査権限を金融庁長官に委任する、金融庁長官は立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告する、旨が定められている。

金融庁では、これらの関係法令が本年 4 月 1 日に施行されたことを受けて、4 月 1 日に検査局総務課に政策金融機関・郵政公社に対する検査の企画、検査官に対する指導、審査事務等を専担で行う公的金融室を設置し、さらに、7 月に政策金融機関・郵政公社への立入検査を実施する検査部門を立ち上げる等検査体制の整備に努めるとともに、政策金融機関、郵政公社について情報収集・分析を行う等検査の実施に向けて必要な準備を進めた。

（注）政策金融機関とは、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行の 9 機関をいう。